

# 消したはず 決めつけないで もう一度 3月1日(木)～7日(水) 春季全国火災予防運動

問い合わせ 消防署 ☎ 0119

火災が発生しやすい季節になりました。今年も、春季全国火災予防運動が行われます。火災予防に関する知識を高め、火災の発生を防止しましょう。

特に住宅火災では、家の周りに燃えやすい物などを置かないようにして放火を防ぎ、以下のポイントに注意してください。

平成23年の火災件数

	平成23年	平成22年
建物	8件	6件
林野	0件	1件
車両	4件	2件
その他	5件	9件
合計	17件	18件

## 住宅防火

いのちを守る7つのポイント(3つの習慣・4つの対策)

- 寝たばこは絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐため、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置する。
- 高齢者や身体の不自由な方を守るため、隣近所の協力体制を作る。

## 期間中に行う行事

- 火災予防広報
- 防災行政無線を使用し、火災予防の広報を行います。

## 4月1日から 外来診療の窓口負担が限度額までとなります

これまで外来診療は、同じ医療機関で診療を受けたとき、窓口負担が自己負担限度額(表1)以上になった場合でも、いったんその額を窓口で支払う必要がありました。

4月1日以降は、限度額認定証などを窓口で提示することで、自己負担限度額を超える金額を窓口で支払う必要はなくなります。(表2)

表2①に該当する方は、事前に限度額認定証の交付を受ける必要がありますので、加入先の保険者へ事前に申請してください。

問い合わせ 保健介護課 ☎ 2141

表1 限度額認定証(認定証)自己負担限度額一覧  
70歳未満の方(国民健康保険被保険者)

表記	区分	自己負担限度額(1カ月)
A	上位所得者 基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超える世帯	150,000円+(医療費-500,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から83,400円となります。
B	一般市県民税課税世帯	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。
C	市県民税非課税世帯 同一世帯の世帯主、被保険者全員が市県民税非課税の世帯	35,400円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から24,600円となります。

70歳以上の方(国民健康保険前期高齢受給者)、後期高齢者医療被保険者

区分	自己負担限度額(1カ月)
現役並み所得者 保険証の負担割合が3割 (認定証は不要)	入院:80,100円+1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円 外来:44,400円
一般 保険証の負担割合が1割で市県民税課税世帯 (認定証は不要)	入院:44,400円 外来:12,000円
市県民税非課税世帯 低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯主全員が市県民税非課税(認定証に「区分Ⅱ」と表記)	入院:24,600円 外来:8,000円
市県民税非課税世帯 低所得者Ⅰ 同一世帯の世帯主全員が市県民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円で計算)を差し引いたときに0円となる方 (認定証に「区分Ⅰ」と表記)	入院:15,000円 外来:8,000円

- 立入検査
- 消防本部、消防署は、市内で多くの人が入り出す建物(一般住宅を除く)や、危険物を取り扱っている会社の立入検査を行います。
- 標識設置
- 山間部地水利・林野火災防止標識文の設置を行います。
- 消防団出動訓練
- 3月4日(日)、市内全域の消防団が参加して、消防訓練を行います。8時にサイレンを鳴らすので、火災と間違えないようにしてください。
- 女性消防団員による防火指導
- 女性消防団員が一人暮らしの高齢者宅に防火指導に伺います。

## 災害情報のお知らせ

消防署では、災害情報を自動音声

## 初期活動の3原則



**その1 早く知らせる**  
小さな火だと思っても「火事だ」と大声を出し、隣近所に援助を求めます。声が出なければ、やかんなどをたたいて異変を知らせる。  
小さな火でも119番に通報する。当事者は消火にあたり、近くの人に通報を頼む。

**その2 早く消火する**  
出火から3分以内が、消火できる限度です。  
水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火をたたき、毛布で火を覆うなど、身近な物を活用して、いかに早く消火活動ができるかがポイントです。

**その3 早く逃げる**  
天井に火が燃え移ったら、潔く避難する。  
避難するときは、燃えている部屋の窓やドアを閉め、空気を絶つ。

テープでお知らせしています。  
(救急を除く) ☎ 00001

## 住宅火災

消防白書によると、平成22年中の住宅火災による死者数は1,023人ですが、そのうち603人(約6割)が、逃げ遅れによるものです。火災の煙は、思いのほか早く広がり、逃げる方向を見失ってしまうおそれがあります。いち早く対処するためにも、早期発見が大切です。

## 住宅用火災警報器

警報器は、消防法により設置が義務づけられました。市の設置率は、平成23年12月で76.4%となっています。大切な家族の命や財産を守るために、必ず設置してください。

表2 外来診療受診者別の事前手続きなど

外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで提示するもの
① 70歳未満の方 (後期高齢者医療被保険者を除く) 70歳以上の非課税世帯の方 後期高齢者医療被保険者で非課税世帯の方	限度額認定証の交付申請	限度額認定証
② 70歳以上75歳未満(後期高齢者医療被保険者を除く)で非課税世帯ではない方	必要なし	高齢受給者証
③ 後期高齢者医療被保険者で非課税世帯ではない方	必要なし	後期高齢者医療被保険者証

(注1)①の方が「限度額認定証」を提示しない場合には、従来どおりいったん支払いを済ませた後、高額療養費の支給申請ができます。  
(注2)医療機関ごとに限度額が適用されるため、1カ月の間に複数の医療機関で受診した場合には、認定証を提示していても高額療養費の支給申請ができる場合があります。

国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者の方  
印鑑、保険証を持参のうえ、保健介護課または各支所で申請してください。  
認定証は、申請した月の初日から適用されます。また、国民健康保険料の滞納がある方は認定できません。  
その他の保険の被保険者の方  
勤め先など、保険証の交付を受けたところへ相談してください。

